

染者などのうち給付要件に該当するものも救済の対象となります。(Q9参照)。

## Q5 救済の対象とならない場合とは、どのような場合ですか。

A 感染救済給付の対象にならない場合は、次のとおりです。

1. 法定予防接種を受けたことによるものである場合(なお、任意に予防接種を受けたことによる健康被害は対象になります。)
2. 生物由来製品の製造販売業者などに損害賠償の責任が明らかな場合
3. 救命のためやむを得ず通常の使用量を超えて生物由来製品を使用したことによる健康被害で、その発生が予め認識されていた等の場合
4. 生物由来製品を介した感染等による疾病のうち軽度な健康被害や請求期限が経過した場合(医療費等の請求手続き)、生物由来製品の不適正な使用によるものである場合

## Q6 「適正な使用」とは、具体的にどのような使用をいうのですか。

A 「適正な使用」とは、原則的には生物由来製品や容器などに記載されている用法・用量及び使用上の注意などに従って使用されることが基本となりますが、個別事例については、現在の医学・薬学の学問水準に照らして総合的な見地から判断されます。

## Q7 「入院を必要とする程度の医療」とは、具体的にどのような場合ですか。

A 生物由来製品を介した感染等による疾病について、必ずしも入院治療が行われる場合に限定されるものではなく、入院治療が必要と認められる場合であっても、諸事情からやむを得ず自宅療養を行っている場合でも、救済の対象になります。

なお、入院している場合であっても、生物由来製品を介した感染等による疾病だけをみると入院治療を必要とする程度であると認められないときは、救済の対象になりません。

## Q8 感染救済給付の請求はどのようにするのですか？。

A 感染救済給付の請求は、健康被害を受けた本人(死亡された場合はその遺族のうち最優先順位の方)が請求書に診断書などの必要な書類を添えて機構に直接行うことになっています。生物由来製品を介した感染等による健康被害者の救済には、発現した症状及び経過とその原因とみられる生物由来製品との因果関係などの証明が必要です。

そのため、医師の診断書、投薬・使用説明書を機構に提出していただくことが必要になりますので、診断書等の作成については担当医師にお願いしてください。生物由来製品を介した感染等の治療を行った病院が2ヶ所以上の場合、それぞれの病院の担当医師に診断書等を作成していただくことが必要です。

また、診断書は、救済給付の種類や発生した症状により様式が異なっており、それぞれの種類、症状に応じたものが必要となります。

なお、請求書、診断書などの用紙は機構に備えてあり、患者さんや家族からの申し出に応じて機構から無料でお送りいたします。

請求に当たって必要な書類などについては、「医療費等の請求手続き」をご参照下さい。書類に不備がある場合、受理できません。送付いただいた書類をいったんお返しすることにもなりますので、ご注意下さい。

請求の流れ